

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
平成 29 年6月 28 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1700011号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1700126号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和47年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成3年7月17日から平成4年7月1日まで

私は、平成2年1月にA社にアルバイトとして入社し、平成3年7月に正社員になった。同社が厚生年金保険の適用事業所になった日(平成3年7月17日。以下「新規適用日」という。)に厚生年金保険に加入したと思うが、請求期間に係る厚生年金保険の被保険者記録がない。請求期間について、給与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、厚生年金保険被保険者期間として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

閉鎖事項全部証明書によると、A社は既に解散しており、同社の事業主は、請求期間当時の労働者名簿及び賃金台帳はなく、請求者が請求期間において勤務していたかは不明と回答していることから、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、請求者が社会保険の加入について説明をしてくれたとするA社の役員及び経理担当者に照会したが、回答を得られず、同社における当時の社会保険の取扱いについて確認することができない。

さらに、A社の新規適用日と同日付けで厚生年金保険被保険者資格を取得した者を含む同僚18人に照会したところ、7人から回答があったが、当時の社会保険の取扱いについて具体的な回答は得られず、当該7人のうち5人は、請求者を記憶しているものの、請求者の勤務期間及び厚生年金保険の加入について不明である旨陳述している。

加えて、国民健康保険法によると、市町村が行う国民健康保険の被保険者の資格喪失の時期は、健康保険法の規定による被保険者になった日の翌日から、その資格を喪失する旨規定されており、B市から提出された請求者に係る国民健康保険の加入期間の回答により、請求者は昭和62年6月1日付けで国民健康保険の被保険者資格を取得し、平成4年7月2日付けで被保

険者資格を喪失したことが確認でき、当該資格喪失年月日（平成4年7月2日）は、オンライン記録により確認できる請求者のA社に係る健康保険及び厚生年金保険の資格取得年月日（平成4年7月1日）と符合している。

なお、A社の事業主は、同社の新規適用日においては、役員のほか総務の社員が厚生年金保険に加入したと考えられ、厚生年金保険に加入しない社員もいたと思われる旨回答している。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。